生産緑地地区の指定受付について

300 ㎡以上の農地から

生産緑地指定ができるようになりました。

生産緑地地区は、良好な都市環境の形成を図るための貴重な緑地として必要なことから、 下記指定基準を充たす農地について、指定の受付を行います。

【指定の基準】

次の(1)~(6)の条件を全て満たすこと。



- (1) 現に農業の用に供されていること。
- (2) 公害又は災害の防止や<u>良好な生活環境形成に</u> 相当の効用があること。
- (3) <u>公共施設等の敷地の用</u>に供する土地として適していること。
- (4) 一団の農地の面積が300㎡以上であること。
- (5)農業の継続が可能であること。
- (6) 静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域のうち<u>静岡駅周辺地区、清水駅周辺地区、</u> 東静岡駅周辺地区に含まれていないこと。

【問い合わせ】

市緑地政策課 (静岡庁舎 7階 ☎ 054-221-1249)

※令和5年指定に係る受付については裏面をご覧ください。



「生産緑地地区」指定希望の申し出を受け付けます。

〇 受付期間 : 令和5年 1月 30日(月)~ 2月 24日(金)

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

〇 受付時間 : 午前9時 ~ 午後4時

〇 受付場所 : (静岡庁舎)

市役所静岡庁舎 新館7階 緑地政策課

(清水庁舎)

市役所清水庁舎 3階 都市計画事務所

〇 問い合わせ:

市 緑 地 政 策 課(静岡庁舎 新館 7 階 **☎** 054-221-1249)

- 静岡市ホームページ : 生産緑地地区
- - 静岡市ホームページより「生産緑地」で検索



- URL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006450.html
- •静岡市トップ⇒くらし ⇒みどり・環境 ⇒みどり⇒生産緑地地区

制度の内容が分かるパンフレット、申し出に必要な各様式、申出 書等の提出方法や書き方などが載っている手続きマニュアルは、市 緑地政策課にあります。

また、市ホームページからもダウンロードできます。